

議案第100号

幸手市都市公園条例の一部を改正する条例

幸手市都市公園条例（昭和61年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第3の(2)の表中「540円」を「780円」に、「270円」を「390円」に、「180円」を「260円」に、「90円」を「130円」に、「2,400円」を「3,600円」に、「1,200円」を「1,800円」に、「1,750円」を「2,620円」に、「3,500円」を「5,250円」に、「7,000円」を「10,500円」に、「2,000円」を「3,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第3の(2)の表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和6年11月29日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

令和6年7月に改訂した「使用料・手数料の適正化に関する基本方針」に基づき、使用料の算定を行ったことに伴う所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。